

Nabeshima Labor management

～マイナンバーカードで失業認定手続きができるようになりました～

通常 の失業認定の流れ

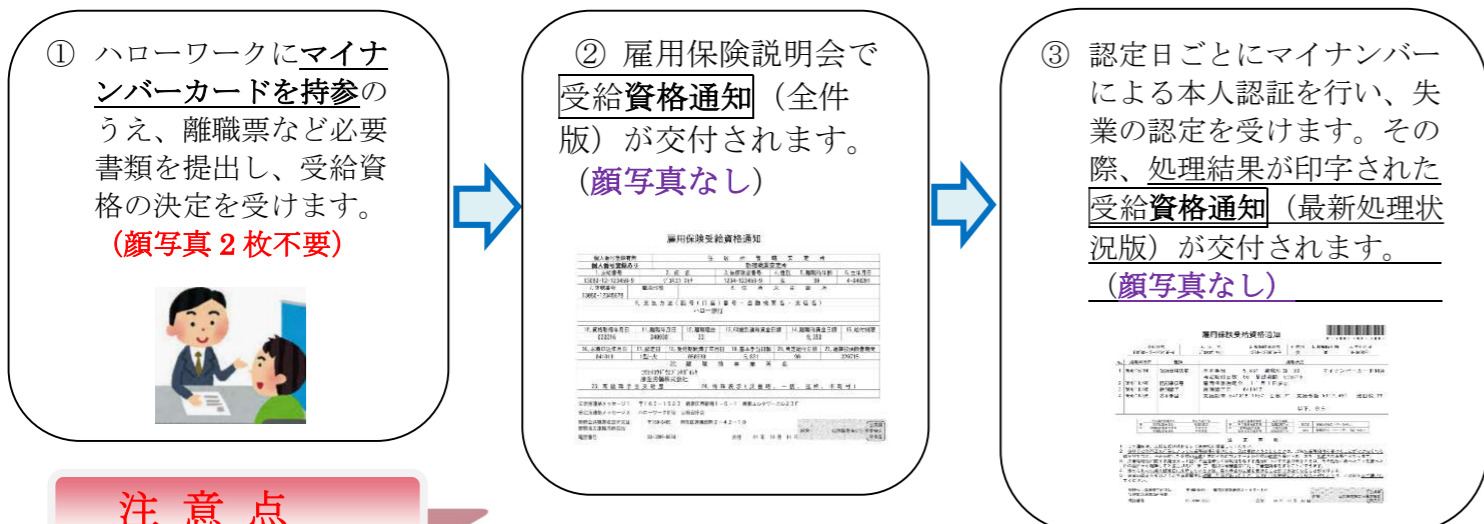


令和4年10月1日以降 に受給資格決定が行われた方は・・・

希望により、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで、受給資格者証に貼付する写真や、失業の認定等の手続きごとの受給資格者証の持参が不要になります。

◎「**受給資格者証(写真付き)**」等は発行しませんが、各種手続きの処理結果は「**雇用保険受給資格通知**」等に印字し、手続きの都度交付されます。

※マイナンバーカードをお持ちでない方や上記取扱いを希望しない方は、従来どおり受給資格者証(写真付き)等による手続きとなります。



注意点

◆マイナンバーカードを活用した失業認定の手続きを希望した場合、それ以降、原則として受給資格者証(写真付き)等による失業認定等の手続きに変更することはできません。

◆タブレット端末にパスワードを入力する際、3回連続でパスワードを誤って入力するとロックがかかり、住民票がある市区町村の窓口にてパスワードの再設定の手続きが必要となります。

《筆者：佐藤》

お知らせ

◆令和4年度被扶養者資格再確認について

「被扶養者状況リスト」にて被扶養者資格の再確認を実施しております。ご協力をお願い致します。

◆労災認定新基準で不支給取消【京都市労働基準監督署】

2015年に急性心不全で死亡した自動車整備士に関し、労働時間以外の負荷も総合的に評価するとして2021年の新基準に基づき、申請を退けていた判断を一転させ「過労死ライン」に満たない**残業時間でも**労災認定がなされました。

自然との共生



東京都心から近い「高尾山」を歩いてきました。さすがに人気の山だけあって山頂は群衆で歩けないほどでした。一度は行きたいと思っていましたので、念願がかないホッとしています。リフト、ケーブルカーは使わず、5時間ほどかけて登山コースを歩いてきました。

私のひとこと

先日の25日(火曜日)、帰宅後何気なくテレビのスイッチを入れたところ、画面に映っていたのは衆議院議員の野田佳彦氏の緊張した姿でした。あれ、何か起きたの??と思い画面に見入ったところ故安倍元総理大臣に対する国会での**追悼演説**でした。よそ見もせず見入ってしまいました。故安倍元首相、野田元首相、党派こそ異なりますが総理大臣経験者です。

野田元首相の追悼演説には味がありました。野田元首相にとって、この追悼演説は重荷ではなかったかと推察しましたが、人間味のある、そして感動的な内容でした。

年齢52歳という最年少で内閣総理大臣に就任された故安倍氏を思い起こし、何事にも「諦めない」「失敗を恐れない」、そして説得力を持って語れる政治家であったと褒めたたえ、いま、この席にいないのがとても残念であると涙ながらに訴えていたのがとても印象的でした。

私も涙ぐんでしまいました。

鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

